

SPECIAL REPORT

令和5年度中酪臨時会員総会の概要

本会議は3月28日開催の令和5年度臨時会員総会において、令和6年度事業計画などについて協議し、原案通り承認された。

1. 主催者挨拶

会議開催に際して山野会長は、「能登半島地震により、被災された酪農家、関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに1日も早い復旧となることを祈念する。」と挨拶し、最近の生乳需給等をめぐる情勢に関して次のように述べた。

物流の2024年問題による集送乳経費の負担増が見込まれ、指定団体の受託農家戸数の減少率は引き続き高水準で、中長期的な酪農生産基盤の縮小が懸念される。

生乳需給については、令和5年度の脱脂粉乳の在庫量は減少見込みであるが、昨今の物価高騰の影響等で牛乳の消費が低迷していて、処理不可能乳の発生の懸念を払拭出来ておらず、完全処理を目指して指定団体、全国連及び関係者間で調整中である。また、来年度は、脱脂粉乳・バター等向けの処理量が前年対比で増加し、脱脂粉乳の期末在庫量が増加するなど、需給は依然として悪化傾向の見通しである。需給リスクに備えた在庫削減等の対応に継続して取り組む予定である。

酪農経営の窮状に対応すべく、「適正な価格形成」、「配合飼料安定化制度の在り方」、「酪肉近代化基本方針」について、検討状況を見極めて生産者団体として適宜必要な対応を講ずることが重要である。

2. 令和6年度事業の概要

(1) 生乳需給安定化・生産基盤対策

1) 国際交渉等への対応

政府主導による各国との経済連携の動きは今後も継続されて行くと思込まれるため、適宜、交渉動向の把握・情報提供に努めるとともに、JA全中等の全国連組織と連携し適切な対応を講ずる。

2) 生乳需給安定化対策の実施

① 令和6年度生乳需給安定化対策の実施

生乳需給安定化対策は、酪農も含めた農業政策の転換期にあること、国内経済や生乳需給の見通しが不透明な状況にあること等を踏まえ、単年度の需給安定化対策に取り組むものとする。なお、加工原料乳補給金制度に基づく年間販売計画数量を指定団体別の出荷目標数量とし、全国の出荷目標数量は、その総量とする。

脱脂粉乳及びバターの需要格差が拡大するなかで、国内乳製品市場に対して国産を供給して行く観点から、国の支援を受けつつ生・処が実施する乳製品在庫

削減対策への参加等を継続する。また、脱脂粉乳及びバター需要の格差拡大や、不需要期における処理不可能乳の発生懸念も含めた季節的な需給の不均衡、中期的な生乳生産の減少懸念等、不透明感が強まる需給環境を踏まえ、期中での適切な需給管理及び対応を行う。

② 令和7年度以降の生乳需給安定化対策等の検討・策定

酪農経営を取り巻く環境の変化や牛乳乳製品市場等の動向等を踏まえ、7年度以降の生乳需給安定化対策等について検討を行う。

3) 生産基盤対策等の実施

公募可能な補助事業への積極的な応募・実施を通じ、カウコンフォートに資する取り組みや暑熱対策等の需要期に対応した取り組みを支援する。また、先進事例・知見等の情報の収集・提供により、対策の成果向上を図る。

(2) 指定団体の組織機能強化・流通対策

1) 生乳取引交渉等支援

指定団体の生乳取引交渉を側面から支援するため、生乳生産コストの試算や令和5年度に実施した酪農全国基礎調査結果も含め酪農経営及び牛乳乳製品市場等に係る動向を収集・分析のうえ、必要な情報提供等を実施する。

農林水産省において協議されている適正な価格形成の仕組みについて、価格改定に伴う、需給変動リスクへの対応も含めて生産者の意見を反映していくとともに、必要な情報の収集・分析・検討を行う。さらに実態に即した補給金単価・集送乳調整金及び酪農対策等が講じられるよう指定団体・JA全中等と一体となった対応を実施する。

2) 生乳受託販売体制構築支援

指定団体の組織、需給調整機能の強化、運営への支援、受託販売に係る法務面などの課題に関する専門的な対応、指定団体の要望に応じ受託農家戸数が減少するなかでの機能強化の支援を行うと共に、国の通知に基づく指定団体の生乳受託販売業務の合理化に係る業務推進計画が、円滑に推進されるよう支援する。また、政府による現行畜安法の検証及び需給対応の不公平感の是正に向けた運用や物流の2024年問題に係る荷主企業における規制的措置の法制化を踏まえた集送乳事業への対応に向けた支援については、適宜必要な対応を講ずる。

3) 指定団体の品質管理体制支援

- ① 生産現場における安全安心確保の取り組みへの支援
業界関係者による全国協議会等を軸に、以下の安全安心確保のための取り組みを継続実施し、安定的な生乳取引に資する。

ア. 生乳生産管理マニュアルを踏まえた生乳生産現場における「記帳・記録の保管」の取り組み支援

イ. Jミルクと連携した生乳の安全性の確認検査（ポジティブリスト制度に対応した農薬等及びアフラトキシンM1の定期的検査等）の実施

また、「持続的社会的の実現に向けた取り組み」への生活者の関心の高まりや、みどりの食料システム戦略等を踏まえ、必要な対応を講ずる。

- ② 指定団体における生乳流通に係る品質管理体制の構築支援

生乳の風味変化事案を踏まえ、関係団体や大学の調査研究とも連携して知見を収集し、生乳の風味の安定に係るバランスの取れた飼料設計や適切な飼養管理の重要性についての啓発・普及を継続するとともに、HACCPの制度化等の安全安心への関心の高まりを踏まえ、これまでに取りまとめた手引書やマニュアルの適宜必要な見直し等を行う。また、流通段階等での品質管理体制向上等の取り組みについて、必要な検討・支援を行う。

- ③ 上記の取り組みを円滑に推進するため、担当者や生乳検査施設の技術者等の情報交換等を通じ、課題の把握並びに、必要な対応の検討を行う。また、酪農家及び生産者組織、マスコミ、流通関係者、生活者などに対し、指定団体を通じた生乳流通における品質管理の優位性等について積極的に情報を発信・提供する。

(3) 酪農・国産牛乳乳製品理解促進広報事業

1) 酪農理解醸成等事業

① 酪農就農支援等事業

新規就農プラットフォームについては、WEBサイトを通じて、新規就農希望者が活用しやすい情報の提供に取り組む。引き続き、関係団体とも連携し、地域での活動等に関する情報を収集・整理し、就農時に必要な情報などを得やすくする取り組みを行う。

② 中央情報発信事業

酪農の経営実態や、酪農家の思いを伝えていくと共に、国内酪農業及び指定団体が行う生乳受託販売事業等への理解者・応援団の拡大を図られるよう事業を実施する。特に、社会的課題として消費者から関心が寄せられる脱炭素社会やアニマルウェルフェア等の発信に努める。

③ 地域実践支援事業

ア. 「酪農を通して食やしごと、いのちの学びを支援する」ことを目的に、酪農教育ファームファシリテーターが学校や教育現場等と連携しながら「酪農教育ファーム活動」を実施し、酪農及び生乳の特性や重要性及び酪農家の生き方等を生活者に直接伝えることで、国内酪農の理解者・応援団の拡大等に繋げる。酪農教育ファームファシリテーター認証研修会の開催は、対面に加えWEB方式を併用してきた。令和6年度は、最近の本研修会の開催方式による参加状況の変化等を踏まえ、酪農教育ファーム認証制度の

検証を行い、必要に応じて今後の方策を検討する。また、酪農教育ファームの現場においては、飼養衛生管理基準や感染症防疫マニュアルの遵守をはじめ、これまで以上にアニマルウェルフェアに配慮した活動の徹底を行うとともに、各種研修会の開催、本会の媒体を用いた関係者への情報発信、活動に係る普及啓発用チラシの作成等を行う。

- イ. 酪農が地域で存続していくため、「酪農教育ファーム活動」等酪農家自ら実践する牧場を核にした消費者コミュニケーション活動、地域の後継者世代の酪農家同士、酪農家と就農を希望する又は酪農に関心を示す学生等との交流活動等に対する支援を行う。

④ 酪農全国基礎調査

令和5年度に実施した「酪農全国基礎調査」の調査結果について、各地が抱える諸課題への対応に資するため、各種媒体等を活用した周知や酪農関係者に対する説明会の開催等を行う。

⑤ WEBを活用した情報発信等

本会議が入手・取りまとめ・分析等を行った各種調査・情報を集約して提供するほか、一般及び組織関係者に対して、酪農経営の実態及び指定団体の機能や指定団体が果たしている社会的な責任に関する情報を分かりやすく伝えていくことを基本に、HPへの情報掲載・メルマガの配信、プレスリリース・報道用資料の作成・提供など、きめ細かな情報発信を行う。

⑥ 国産ナチュラルチーズの振興

ア. 農畜産業振興機構の「国産乳製品等競争力強化対策事業」を活用し、チーズ向け生乳の生産及びチーズ製造を行う酪農家の乳質向上等の取組への支援を行う。

イ. 酪農家等を対象としたチーズ製造に係る衛生管理・技術・販路拡大を図るために2年に一度開催しているオールジャパン・ナチュラルチーズコンテストは、来年度以降も継続的に開催していくために積み立てを行う。

⑦ 災害対応事業

生活者への理解醸成を図る上で、生乳が安定供給されていることが前提となることから、多発する自然災害による被災からの迅速な回復に資する取り組みを後押しする必要がある。このため、予め、理解醸成事業の事業費の一部を積み立て、激甚災害で被災した酪農家に対する見舞金を指定団体に対して支払う。

⑧ 放射性物質・風評被害対策

東北及び北関東産生乳に対し行政が行う乳のモニタリング検査の実態を踏まえつつ、平成23年度の当該事業予算の繰越額と本会議へ返金のあった東電からの賠償金の範囲内で生乳の自主検査への支援を継続する。

2) 牛乳定着化・地域支援事業

平成22年度から実施の「MILK JAPAN」運動のコンセプトを基本に、指定団体が生産現場に近い強みを活かして独自に展開する理解醸成活動等を支援することにより、国内酪農の理解者と応援者の拡大等を図る。

3) 理解促進地域広報事業

指定団体が、地域の実情に即した広報活動（理解醸成活動、牛乳定着化事業、酪農教育ファーム活動の推進等）を実施できるよう、本会議より事業費の助成を行う。